

グローバルパスポート端末レンタルサービス利用規定

(適用の範囲等)

第1条

本利用規定は、KDDI株式会社(以下「当社」といいます。))の提供する海外で使用可能な携帯電話端末及びその付属品(以下「端末等」といいます。))のレンタルサービス「グローバルパスポート端末レンタルサービス」(以下「本サービス」といいます。))に適用します。本サービスは、海外で使用するための端末等のレンタルのみを実施するもので、電気通信サービスの提供を行うものではありません。

(端末等利用の制限)

第2条

本サービスの利用申込みができるのはau契約者もしくは特定MVNO事業者(当社と契約を締結し、当社の通信網を使用して通信サービスを提供する電気通信事業者)携帯電話の契約者に限ります。

2 端末等は、当社が提供するグローバルパスポートのサービスエリアにおいてのみ使用可能です。

3 前項の他、端末等の利用にあたっては、次の各号に規定する制限等があります。なお、当社は、これらにより生じた損害について、責任を負いません。

(1) サービスエリアであっても、電波の届かない場所では利用できないこと、また、各国の通信事情等により通話およびパケット通信サービスが利用できないことがあること

(2) 携帯電話は精密機器であるため、通常の使用下でも故障することがあること

(3) 本サービスは、グローバルパスポートでの利用を前提としており、グローバルパスポートでの利用以外で発生した故障などに対するサポートは行わないこと

(利用申込み)

第3条

本サービスを利用しようとする方(以下「利用者」といいます。))は本利用規定を承諾のうえ、下表の何れかにより利用申込みを行うものとします。

なお、本サービスの利用申込みの際に収集した個人情報の利用目的は、本サービスの提供、料金請求業務、当社既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、ご利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・改善、およびその他当社が公開するプライバシーポリシーのとおりとします。また、当社は本サービスの提供および料金請求業務のため、取得した個人情報を当社が委託する第三者へ通知し、利用者はこれを承諾するものとします。

利用申込み方法	利用申込み締切日
(1)当社が指定するホームページ(WEB)からの利用申込み	端末等受渡し希望日から中3営業日必要となります。
(2)auショップでの利用申込み(※)	
(3)成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、中部国際空港の当社指定カウンターでの利用申込み	端末等受渡し希望日の当日
(4)電話による利用申込み	端末等受渡し希望日の2営業日前 但し、端末等の受渡し方法が東京国際空港(羽田空港)、関西国際空港、中部国際空港の当社指定カウンターでの手渡しを希望する場合は3営業日前となります。

※特定MVNO事業者携帯電話の契約者は対象外となります。

2 当社が利用申込みを承諾した時点で、利用者と当社との間に、本サービスに係るレンタル契約(以下「レンタル契約」といいます。))が成立するものとします。但し、当社は、次の何れかに該当するときは利用申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 端末等の在庫がないとき
- (2) 当社の業務上支障があるとき

(レンタル期間)

第4条

当社が利用者に端末等をレンタルする期間(以下「レンタル期間」といいます。))は、申込書に定められた、端末等の受渡し日(以下「レンタル開始日」といいます。))から、端末等の返却日(以下「レンタル終了日」といいます。))までとします。

(端末等の受渡し)

第5条

当社は、次の何れかの方法のうち、利用者の指定する方法により、端末等の受渡しを行います。

- (1) 東京国際空港(羽田空港)、成田国際空港、関西国際空港または中部国際空港の当社指定カウンターで手渡しする方法
- (2) 利用者の指定する場所(日本国内に限ります)への宅配による方法
- (3) 利用申込みをしたauショップへ配達し手渡しする方法
- (4) 前項第1号および第3号の方法による受渡しの際には、当社は、利用者に対して身分証明書等の提示を求めることがあります。
- (5) 第1項第2号および第3号の方法による受渡しに必要となる宅配の料金は、利用者の負担とし、その額は第8条第5号に定めたとおりとします。

また、宅配中の事故または宅配の遅延等、当社の責めに帰さない事由により、端末等がレンタル開始日までに利用者の指定する場所もしくはauショップに届かず、利用者に何らかの損害が発生した場合であっても、当社はその責を負いません。

4 利用者が当社に対して端末等の引き渡しを受けた後2日以内に、端末等の性能の欠陥につき通知をなさなかった場合は、端末等は正常な性能を備えた状態で利用者に引き渡されたものとします。

(利用者によるレンタル契約の解除等)

第6条

利用者は、第3条に規定する利用申込みを取り消す場合には、速やかに当社に対しその旨を連絡するものとします。2 当社は利用者からの利用申込み取り消しの連絡に基づき、レンタル契約を解除します。但し、利用申込み取り消しの連絡が次の何れかに該当する場合は、利用者は当社に対し、第8条に規定するキャンセル料金を支払うものとします。

- (1) 端末等の受渡し方法が成田国際空港の当社指定カウンターでの手渡しのときにレンタル開始日の2営業日前(当社営業日/土・日・祝日を除く)までに取り消しの連絡をしなかった場合
- (2) 端末等の受渡し方法が東京国際空港(羽田空港)、関西国際空港または中部国際空港の当社指定カウンターでの手渡し、宅配または利用申込みをしたauショップでの手渡しのときにレンタル開始日の3営業日前(当社営業日/土・日・祝日を除く)までに取り消しの連絡をしなかった場合

(端末等の返却)

第7条

利用者は、レンタル終了日までに、次の各号の何れかの方法により端末等を当社に返却するものとします。

- (1) 東京国際空港(羽田空港)、成田国際空港、関西国際空港または中部国際空港の当社指定カウンターおよび利用申込みをしたauショップへの持参による方法
- (2) 当社の本サービス担当宛への宅配による方法
- 2 前項第2号の方法による返却の場合には、利用者は、レンタル終了日までに端末等が当社の本サービス担当に到着するよう発送するものと、当該返却に必要な宅配の料金は、当社の負担とします。

(利用料金等)

第8条

本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます。))は次のとおりとします。

(1) レンタル料金

レンタル料金の算定にあたっては、レンタル開始日を起算日とし、レンタル終了日を満了日とします(起算日から満了日までの期間を以下「支払対象期間」といいます。))。

レンタル期間	1~30日	30日超過後、1週間毎
レンタル料金	315円(税込)/日	1,323円(税込)/週間

(2) 端末等補償料金 端末等1台毎に支払対象期間1日あたり210円(税込)

(3) 申込事務手数料 電話による利用申込み、空港の当社指定カウンターおよびauショップでの利用申込み1件毎に525円(税込)

(4) キャンセル料金 端末等1台毎に2,100円(税込)

(5) 宅配手数料 端末等を宅配(利用申込みをしたauショップでの受渡しを含む)により受渡す場合1宛先毎に315円(税込)

(端末返却延滞時の料金等)

第9条

利用者がレンタル終了日までに端末等を返却しない場合、当社は、第7条に基づき当該端末等が返却される日まで、第8条に規定する利用料金を次の各号に従って利用者に請求します。

- (1) 利用者がレンタル終了日の属する月の20日までに端末等を返却した場合、当社は、第12条の規定に従って利用者に請求します。
- (2) 利用者がレンタル終了日の属する月の20日までに端末等を返却しない場合、当社は、レンタル終了日の翌月に請求されるau通信サービスに係る料金等と併せて利用者に請求し、以後、当該端末等が返却される日まで第12条の規定に従って請求するものとします。

(端末等の管理及び滅失毀損等)

第10条

利用者は、当社が別に定める用法に従い、善良なる管理者の注意をもって端末等を使用、管理するものとします。この使用、保管に要する費用は利用者の負担とします。

2 利用者は、端末等の滅失、毀損、汚損、紛失または盗難が発生する等して、端末等が利用不能となった場合には、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。

3 利用者は、端末等の滅失、毀損、汚損、紛失または盗難が発生する等して、端末等が利用不能となった場合、その理由が当社の責に帰す場合を除き、当社に対して代替端末等(新品)の購入代価相当金額、または端末等の修理代を支払うものとします。

4 利用者は、端末等の使用および管理において、当社に対して前項以外の理由でその他の損害を与えたとき、利用者はこれを賠償するものとします。また、第三者に与えた損害に対して利用者は自身の責任において措置するものとし、当社は何らの責任を負いません。

(端末等補償制度の適用)

第11条

端末等補償制度は、レンタル期間中に端末等の滅失、毀損、汚損、紛失または盗難が発生して端末等が利用不能となった場合、第10条第3項に示す端末等の損害代金を補償する任意加入の制度で、利用申込時に申請があった場合にのみ適用するものとし、利用者は当社に対し、第8条に規定する端末等補償料金を支払うものとします。端末等補償制度は加入いただいた場合、端末等の滅失、毀損、汚損については、端末等の損害代金の100%を免除、端末等の紛失、盗難については、端末等の損害代金の50%を免除します。

2 端末等の滅失、毀損、汚損、紛失または盗難が発生して端末等が利用不能となった場合、端末等補償制度に加入した場合でも、第10条第1項に示す善良なる管理者の注意をもって端末等を使用、管理しなかったことによる場合、端末等の損害代金の補償は無効となる場合があります。

3 端末等補償制度は、レンタル期間中に端末等の滅失、毀損、汚損、紛失または盗難が発生して端末等が利用不能となった場合に、第10条第3項に示す端末等の損害代金を補償するもので、第8条・第9条に示すレンタル料金の支払を減免するものではありません。

(当社への支払)

第12条

利用者は、レンタル期間について、第8条・第9条に規定する料金の支払いを要します。

2 当社は、第3条第1項の方法により利用申込みがあった場合、本利用規定に基づいて生じる債権は、原則としてau通信サービスに係る料金等にあわせて請求します。

但し、特定MVNO事業者携帯電話の契約者は別途、特定MVNO事業者が定める方法により請求します。3 利用者は、本利用規定に基づいて生じる債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(端末等の検査)

第13条

当社は、当社が必要と認めた場合、利用者の立ち会いの下に、端末等の現状の確認をすることがあります。なお、当社は、当社の指定する者に、これを行わせることがあります。

(禁止事項及び保全措置)

第14条

利用者は、本サービスを利用するにあたり犯罪行為、法令に反する行為、公序良俗に反する行為、及び当社の業務の遂行に支障をきたす行為をしてはなりません。また端末等に他の機械または付加物品等を取り付けること、端末を改造、分解または破壊すること等、端末等の機能に支障を与える行為をしてはなりません。

2 利用者は当社の書面による承諾を得ないで次の行為はできません。

- (1) 端末等の譲渡、転貸、改造をすること。
- (2) 端末等に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること。
- (3) 端末等について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
- 3 利用者は、端末等が第三者からの強制執行その他の法的あるいは事実的な侵害を被らないようにこれを保全するとともに、仮にそのような事態が発生した時は直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。この場合において、当社が端末等の保全のために必要な措置をとった場合、利用者はその一切の費用を負担します。

(担保責任及び不担保特約)

第15条

当社は利用者に対して、引き渡し時において、端末等が正常な性能を備えていることのみを担保し、当社が指定する提供サービス以外で利用する端末等の固有その他の機能、または利用者の使用目的については担保しません。当社の責に帰すべき事由に基づいて端末等を利用できなかったことにより利用者が損害を被った場合は、当社は、第8条第1号に定める1日あたりのレンタル料金額(レンタル契約の対象となった端末等に係るレンタル料金額とします。)を上限度として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

2 レンタル期間中、利用者の責によらない事由で生じた性能の欠陥により、端末等が正常に作動しない場合、利用者の申し出により、当社はその端末等の取り替えまたは修理など可能な限りの措置を行います。

3 当社は、前項の場合であっても、海外現地事情その他の理由等により取り替えまたは修理などの措置ができないことがあります。

4 第2項に示す措置に過大な費用または時間を要する場合、当社は、レンタル契約を解除することができます。

(当社によるレンタル契約の解除等)

第16条

当社は、利用者が次の各号の何れかに該当する場合は、何ら通知または催告することなく、直ちにレンタル契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が第3条に定める利用申込みにおいて虚偽の申し出をしていたことが判明した場合
 - (2) 利用者から取り消しの連絡がなくレンタル開始日を経過しても端末等の受渡しが行われていない場合
 - (3) 利用者の信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合
 - (4) 当社と利用者との間のau携帯電話サービスに係る利用契約が解除、解約その他事由のいかんを問わず終了した場合
 - (5) 重大な本利用規定違反の事実があった場合
- 2 前項第2号に基づきレンタル契約が解除された場合、利用者は当社に対し、第8条に規定するキャンセル料金を支払うものとします。
- 3 第1項の解除があった場合、利用者は、債務の全額の支払い及び端末等の返却を、直ちに行わなければならないものとします。

(不可抗力)

第17条

天変地異、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故等、その他当社の責によらない事由に起因するレンタル契約の当社の履行遅延または履行不能については、当社は何らの責を負わないものとします。

(本利用規定の変更)

第18条

当社は、本利用規定を予告なく変更することがあります。

(合意管轄裁判所)

第19条

利用者は、本利用規定に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2011.11